

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

令和5年(2023年)

目 次

議案第 56 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 57 号	市道路線の認定について……………	14
議案第 58 号	不動産の取得について……………	17
議案第 59 号	指定管理者の指定について……………	20
議案第 60 号	指定管理者の指定について……………	21
議案第 61 号	指定管理者の指定について……………	22
議案第 62 号	指定管理者の指定について……………	23
議案第 63 号	土地、建物の遺贈に係る和解について……………	24
議案第 64 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	26
議案第 65 号	山崎浄化センタースポーツ等広場条例の制定について……………	27
議案第 66 号	鎌倉市収入証紙条例を廃止する条例の制定について……………	31
議案第 67 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
議案第 68 号	鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
議案第 69 号	鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	40
議案第 70 号	令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 6 号）……………	42
議案第 71 号	令和 5 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	50
議案第 72 号	令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	53
報告第 15 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	56
報告第 16 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	57
報告第 17 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	58
報告第 18 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	59
報告第 19 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	60

議案第 56 号

市道路線の廃止について

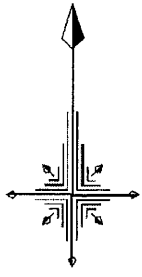
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

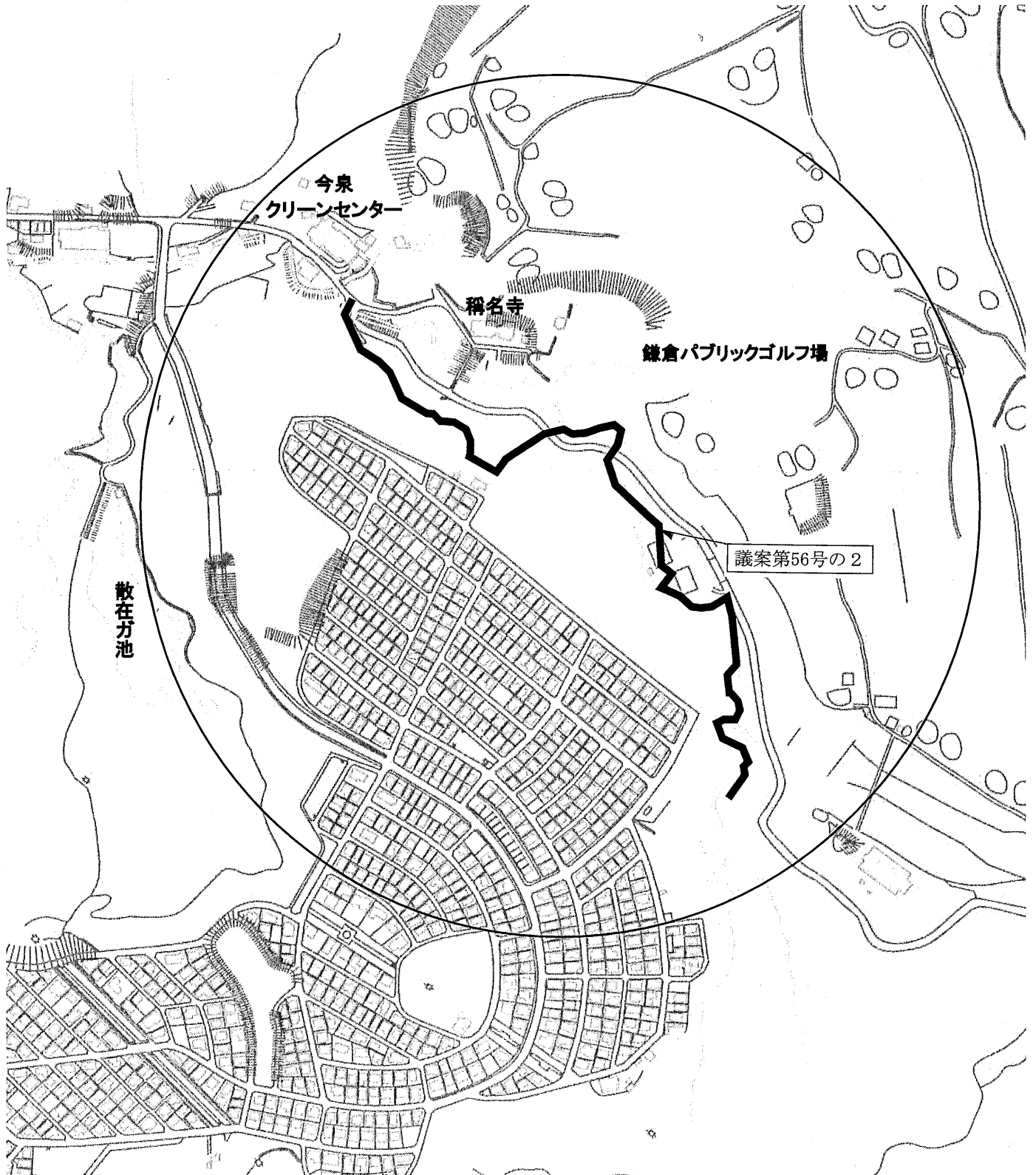
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	鎌倉山 三丁目	1488番2	鎌倉山 三丁目	1527番3	2.72～5.61	181.92	4
2	今泉台 七丁目	906番	今泉 五丁目	879番38	1.82～7.50	934.64	5
3	今泉 五丁目	876番	今泉 五丁目	830番1	1.60～2.39	52.45	6
4	今泉 五丁目	767番	今泉 五丁目	768番	3.00～3.40	62.52	7



凡例  廃止箇所

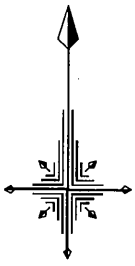
案内図

図面番号 5

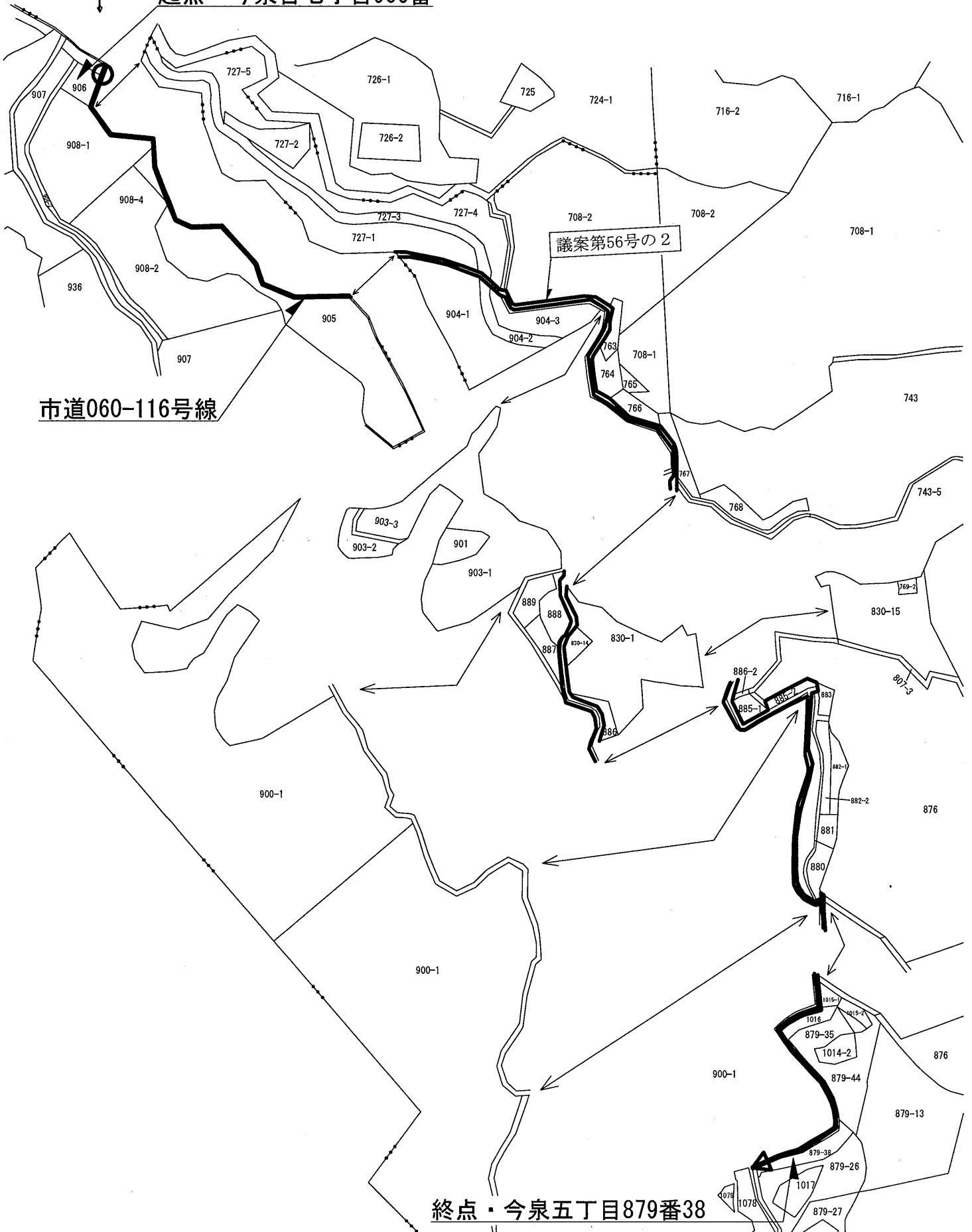


公図写

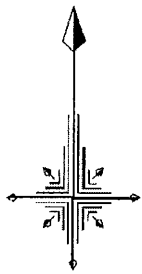
図面番号 5



起点・今泉台七丁目906番



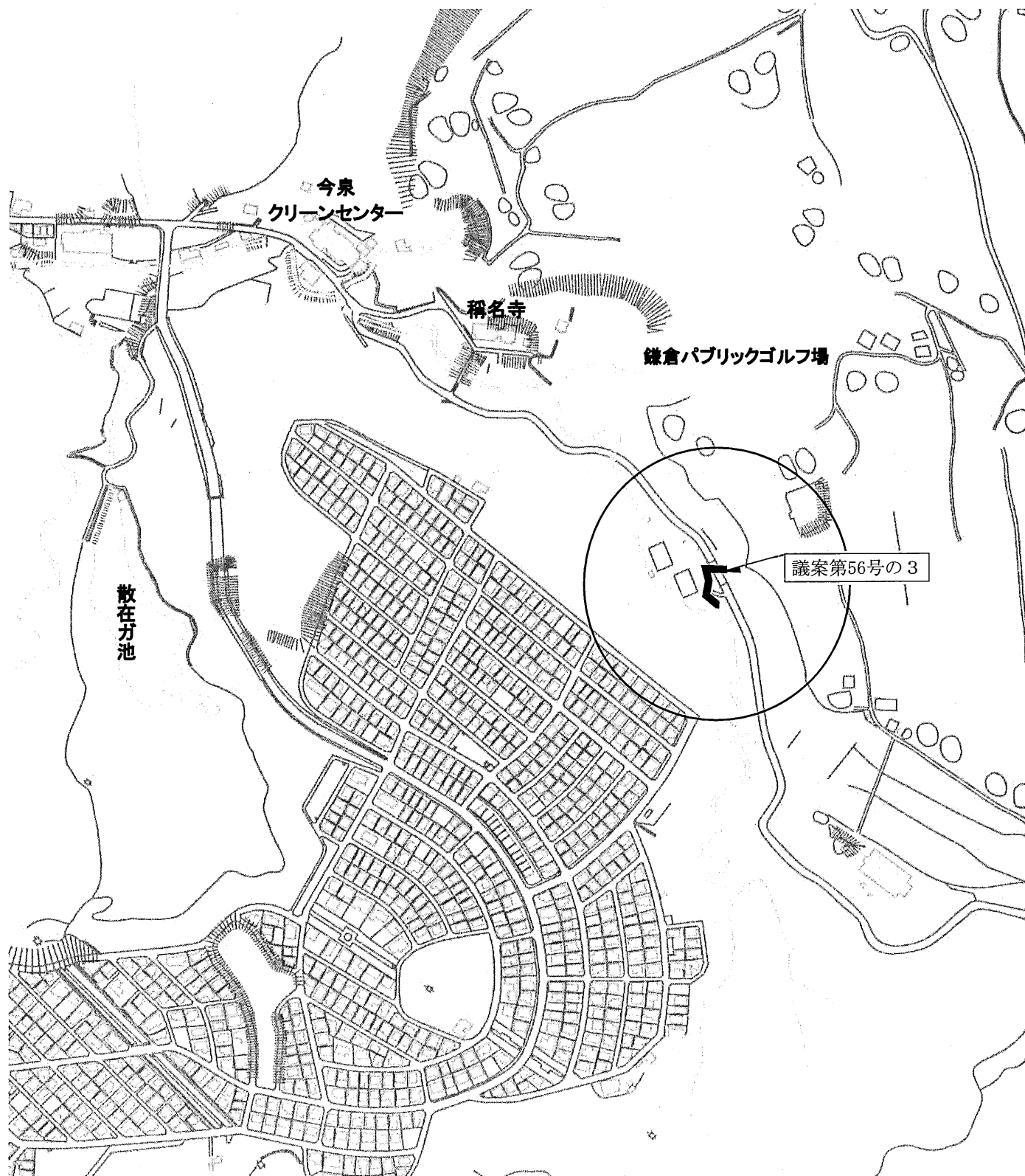
終点・今泉五丁目879番38



凡例  廃止箇所

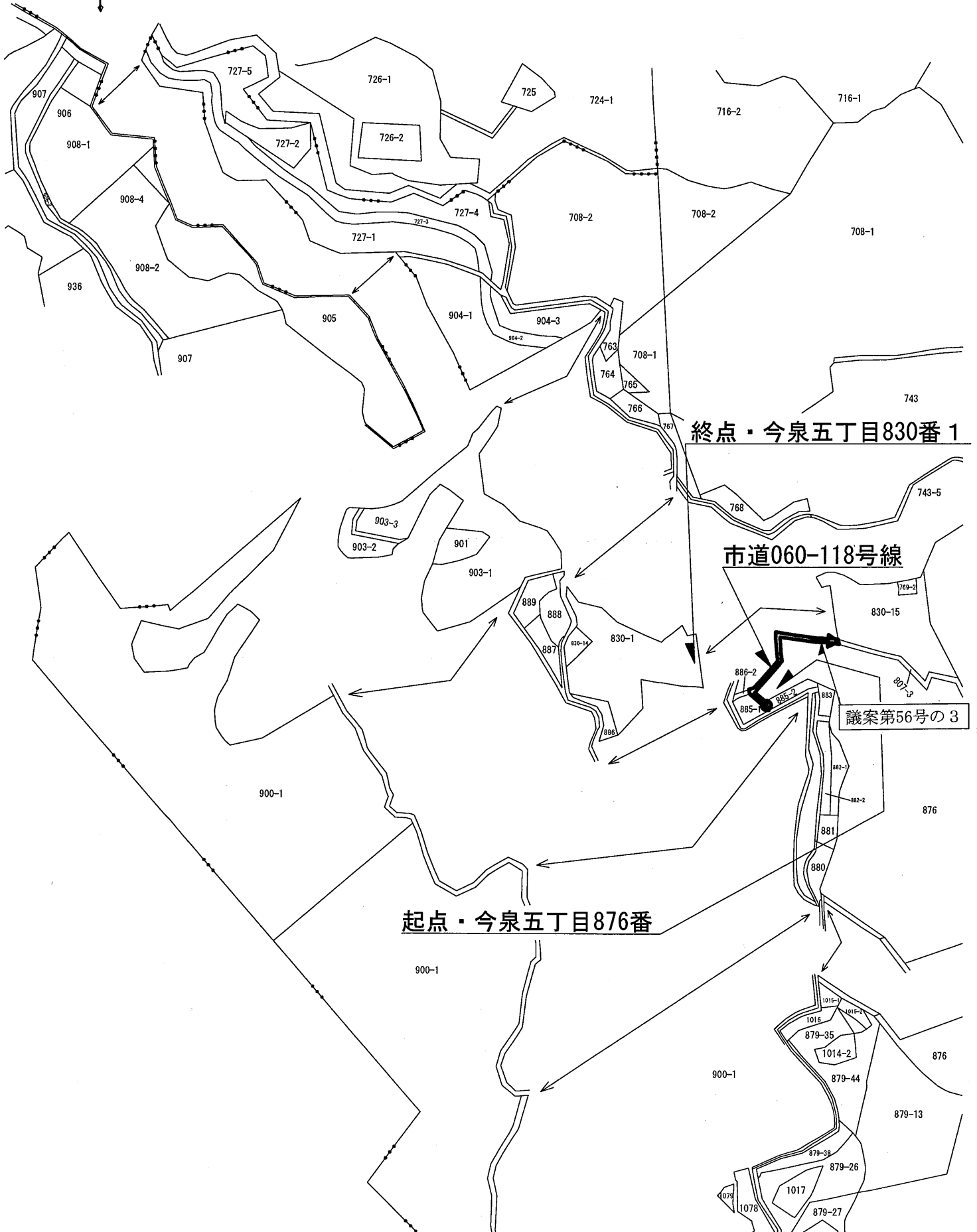
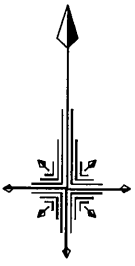
案内図

図面番号 6



公図写

図面番号 6

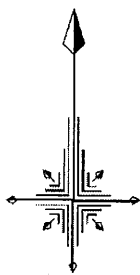


起点・今泉五丁目876番

終点・今泉五丁目830番 1

市道060-118号線

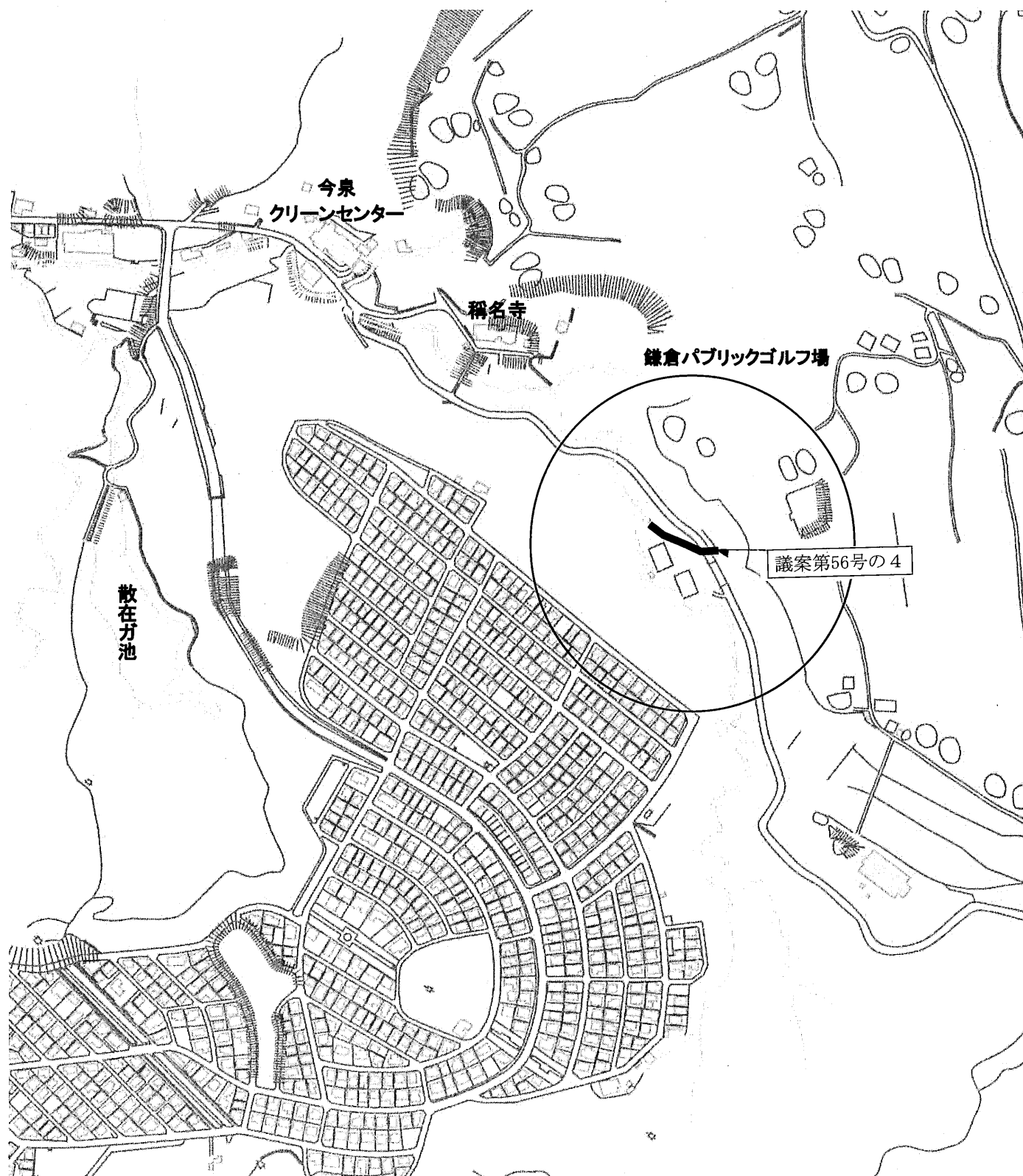
議案第56号の3



凡例  廃止箇所

案内図

図面番号 7



議案第 57 号

市道路線の認定について

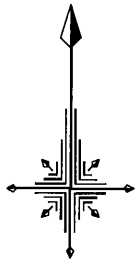
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

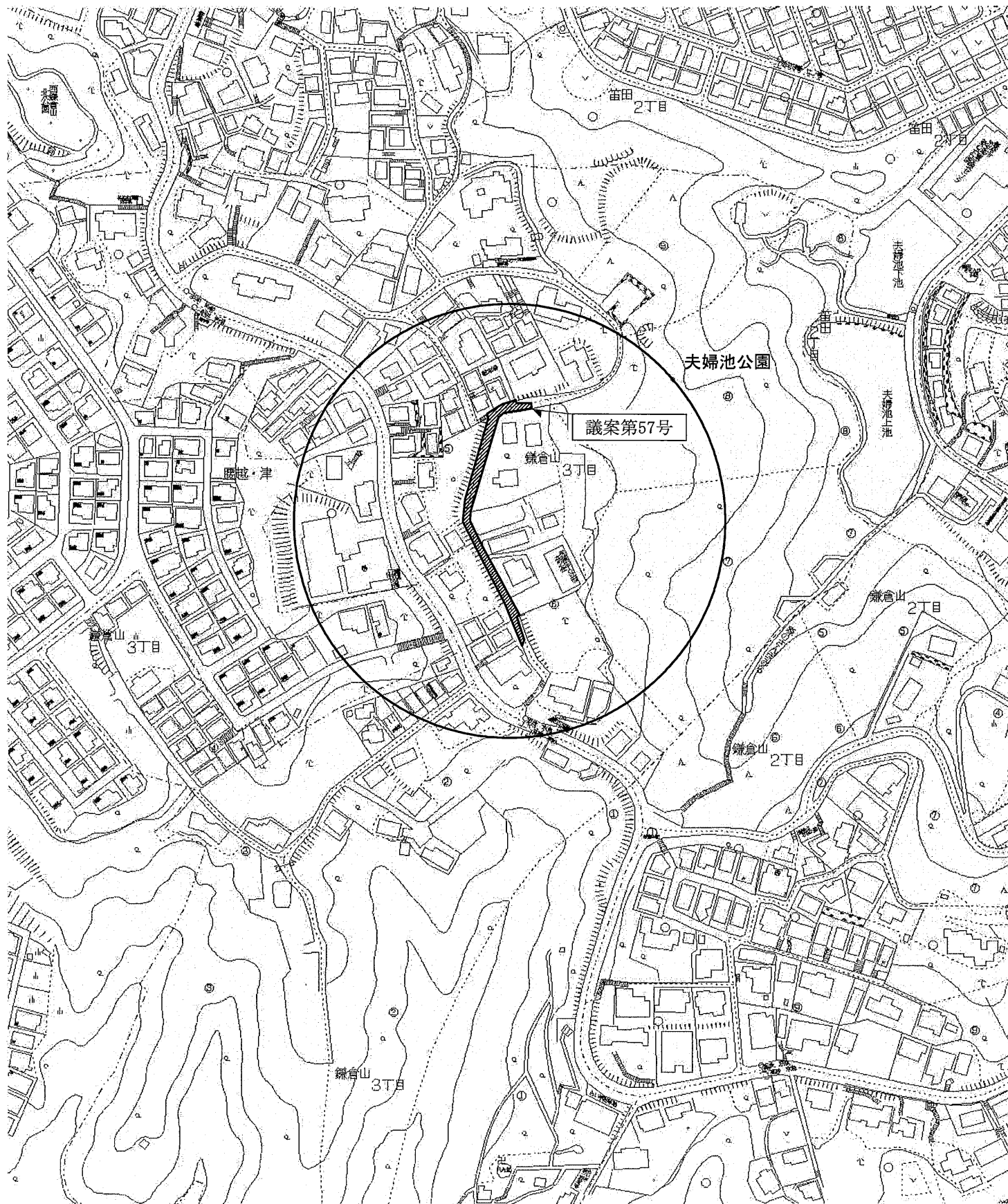
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	鎌倉山 三丁目	1488番2	鎌倉山 三丁目	1527番3	2.72～5.61	152.05	5



凡例  認定箇所

案内図

図面番号 5



議案第 58 号

不動産の取得について

山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1740番	畑	558.00㎡	558.00㎡
鎌倉市台字西ノ台1817番1	山林	36.00㎡	36.00㎡

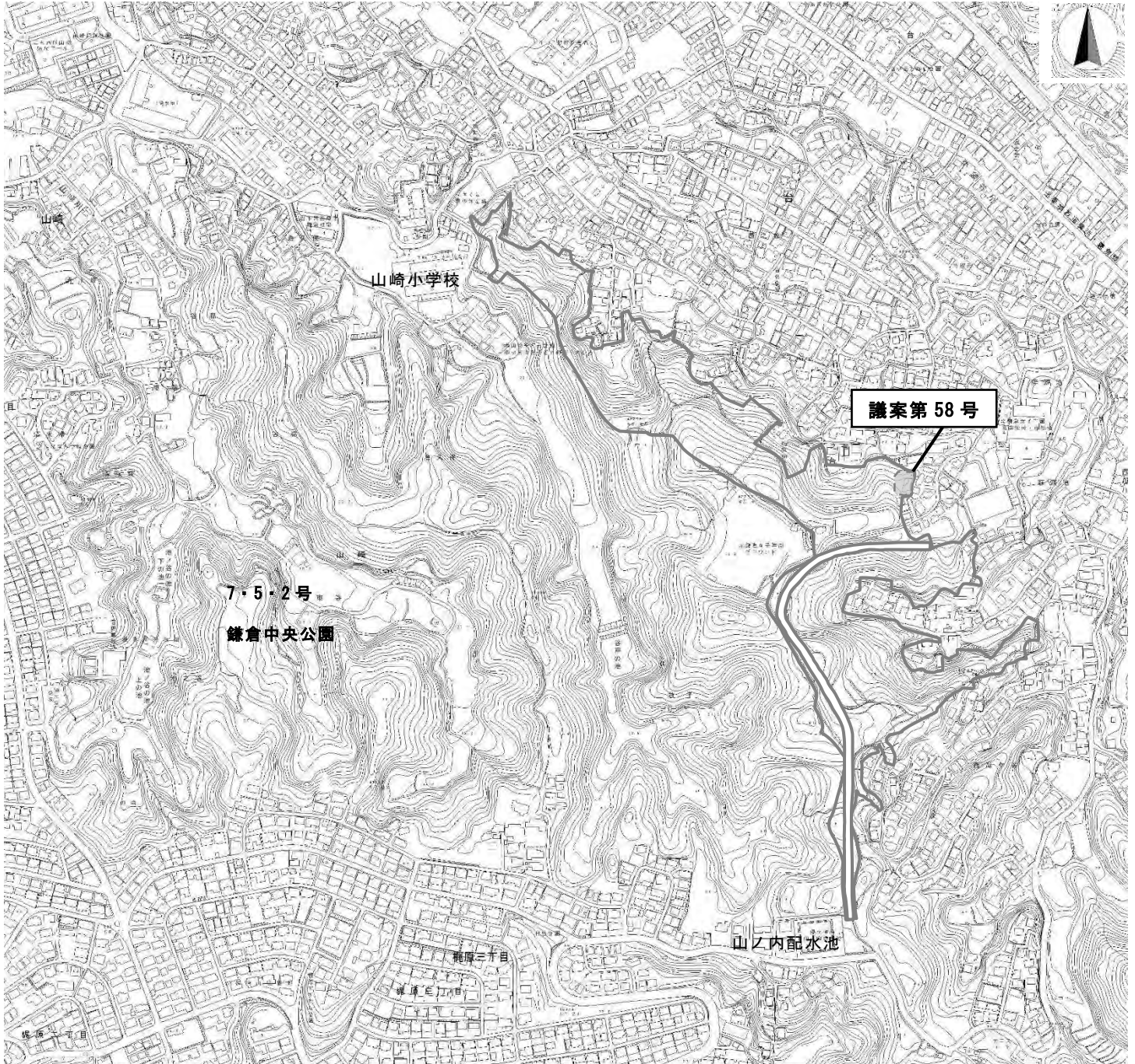
2 取得価格 9,860,400円



3 所有者



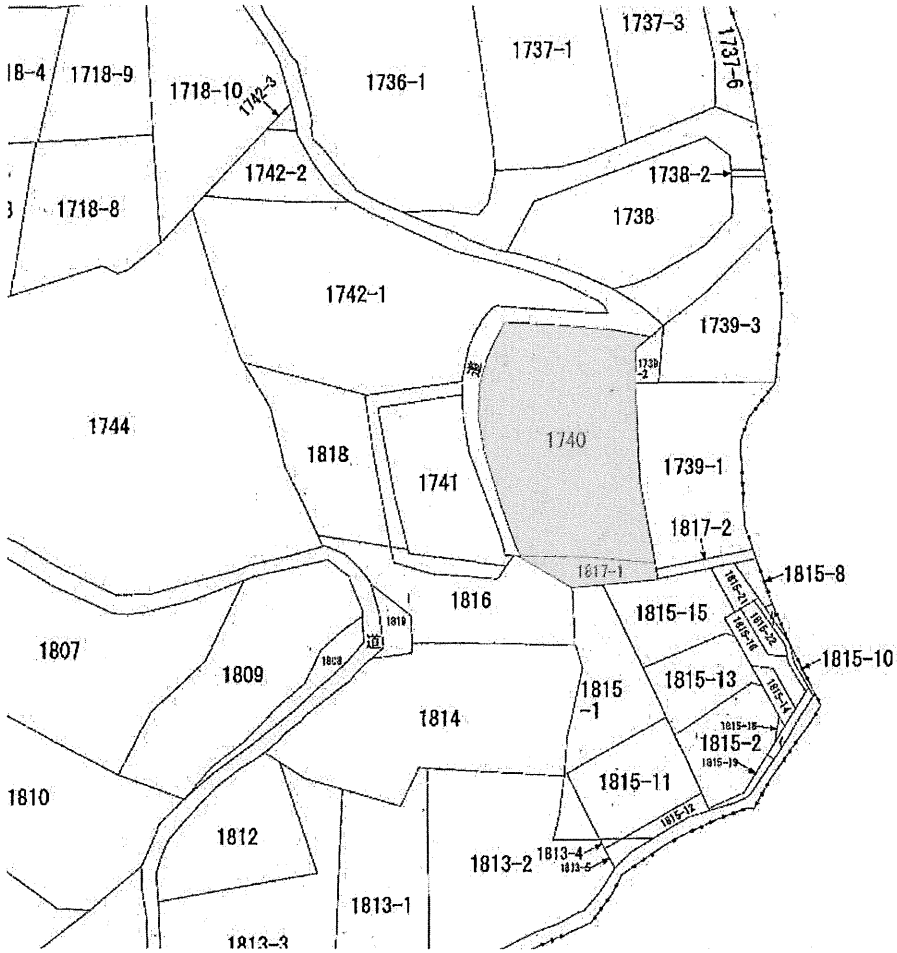
議案第 58 号
案内図

〈山崎・台峯緑地用地〉



凡 例	
	都市計画決定区域（都市計画緑地）
	取得対象地（1）

議案第 58 号
公図



議案第 59 号

指定管理者の指定について

鎌倉市鏑木清方記念美術館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 公の施設の名称
鎌倉市鏑木清方記念美術館

- 2 指定管理者となる団体
鎌倉市大船六丁目 1 番 2 号
公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団
理事長 牧 田 知江子

- 3 指定の期間
令和 6 年（2024年）4 月 1 日から令和11年（2029年）3 月 31 日まで

議案第 60 号

指定管理者の指定について

鎌倉市都市公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

笛田公園

2 指定管理者となる団体

鎌倉市山崎365番地 9 MDL湘南ビル

三菱電機ライフサービス株式会社 湘南支社

取締役支社長 石 本 貴 志

3 指定の期間

令和 6 年（2024年）4 月 1 日から令和11年（2029年）3 月 31日

まで

議案第 61 号

指定管理者の指定について

鎌倉市都市公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉広町緑地

2 指定管理者となる団体

鎌倉市津602番地 3

特定非営利活動法人鎌倉広町の森市民の会
理事長 西 田 哲 治

3 指定の期間

令和 6 年（2024年）4月 1 日から令和11年（2029年）3月 31日
まで

指定管理者の指定について

鎌倉市都市公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 公の施設の名称
 笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園

- 2 指定管理者となる団体
 鎌倉市梶原三丁目 2 番12号
 公益財団法人鎌倉市公園協会
 理事長 小山内 州 一

- 3 指定の期間
 令和 6 年（2024年）4月 1 日から令和11年（2029年）3月31日
 まで

土地、建物の遺贈に係る和解について

市と遺言執行者及び法定相続人との間で協議してきた、遺言公正証書による土地、建物の遺贈について、次のとおり和解するため、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

鎌倉市（以下「甲」という。）

遺言執行者

（以下「乙」という。）

法定相続人

（以下「丙」という。）

2 和解の要旨

- (1) 甲は、本件遺言書第 1 条第 1 項による別紙物件目録記載の土地及び建物の遺贈を放棄する。
- (2) 甲、乙及び丙は、本件遺言書第 1 条第 2 項に基づく甲に対する遺贈金が 1,500 万円であることを相互に確認する。
- (3) 甲、乙及び丙は、乙が甲に対し、前項の金員（1,500 万円）を支払う義務を負うことを相互に確認する。
- (4) 乙は甲に対し、第 2 項の金員（1,500 万円）を、令和 6 年 1 月 31 日限り、次の口座に振り込む方法によって支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。
【支払先】横浜銀行 0138 鎌倉支店 511 普通預金 1 085258
口座名義 鎌倉市会計管理者 熊澤 隆士
(カマクラシカイケイカンリシヤ クマザワ タカシ)
- (5) 丙は、乙が前 2 項に基づき負担する債務について、連帯して保証する。

(6) 甲、乙及び丙は、甲と乙との間、及び甲と丙との間には、本件に関し、この合意書に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 事件の概要

本件は、本件遺言書による「遺言者の所有する不動産（土地及び建物）を鎌倉市に遺贈する（第1条第1項）」、「不動産の現物による遺贈を放棄した場合は、遺言執行者に不動産を売却せしめ、売却代金から売却にかかる諸経費及び公租公課を控除した残金の全てを、鎌倉市に遺贈する（第1条第2項）」、「遺贈金については、音楽芸術の振興に役立てる目的のもと財団を形成し、財団の名称を「XXXXXXXXXX」とすることを希望する（第1条第3項）」という内容に基づき、甲と乙及び丙の間で協議してきたものである。

本件遺言書第1条第1項の不動産の遺贈を放棄することにより、本件遺言書第1条第2項に基づき、遺言執行者が不動産を売却し、諸経費等を控除した残金相当額の遺贈を受けることで、和解を図ろうとするものである。

議案第 64 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 5 年（2023年） 8 月 14 日、鎌倉市植木 66 番地 1 で発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 5 年（2023年） 12 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 165,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市植木 66 番地 1
コープ鎌倉植木管理組合
理事長 手塚 光浩 |

議案第 65 号

山崎浄化センタースポーツ等広場条例の制定について

山崎浄化センタースポーツ等広場条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

山崎浄化センター用地の一部を、スポーツ等広場として公の施設に位置付けるものである。

山崎浄化センタースポーツ等広場条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、住民の福祉の向上や地域振興を図るため、スポーツ活動の場又は住民の交流の場の用に供する山崎浄化センタースポーツ等広場（以下「スポーツ等広場」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び区域)

第2条 スポーツ等広場の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域
山崎浄化センタースポーツ等広場	鎌倉市山崎354番地2	別図のとおり

(閉場日)

第3条 スポーツ等広場の閉場日は、12月26日から翌年の1月6日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、閉場日に臨時に開場し、又は臨時に閉場日を定めることができる。

(開場時間)

第4条 スポーツ等広場の開場時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開場時間を変更することができる。

(スポーツ等広場の使用)

第5条 スポーツ等広場は、広く一般の使用に供するものとする。ただし、スポーツ等広場の全部又は一部を独占し、スポーツ活動の場としての使用（以下「スポーツ使用」という。）又は住民の交流の場としての使用（以下「コミュニティ使用」という。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項ただし書の承認をするに当たりスポーツ等広場の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 スポーツ使用又はコミュニティ使用の使用日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) スポーツ使用 次号に定める日以外の日

(2) コミュニティ使用 月曜日及び毎月の第1日曜日

4 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、スポーツ使用又はコミュニティ使用の使用日を臨時に変更することができる。

5 第1項ただし書の承認を得た者は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(使用の承認の取消し)

第6条 市長は、前条第1項ただし書の承認を得た者が次の各号のいずれかに該当したときは、同項ただし書の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を得たとき。
- (5) その他やむを得ない理由により特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 スポーツ等広場の使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第8条 市長は、スポーツ等広場を使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を中止させ、又は制限することができる。

- (1) スポーツ等広場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) スポーツ等広場の施設及び設備（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他スポーツ等広場の管理上支障があると認められるとき。

(原状回復)

第9条 使用者は、スポーツ等広場の使用を終了したとき、第6条の規定により使用の承認の取消しがされたとき又は前条の規定により使用を中止したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 施設等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、スポーツ等広場の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

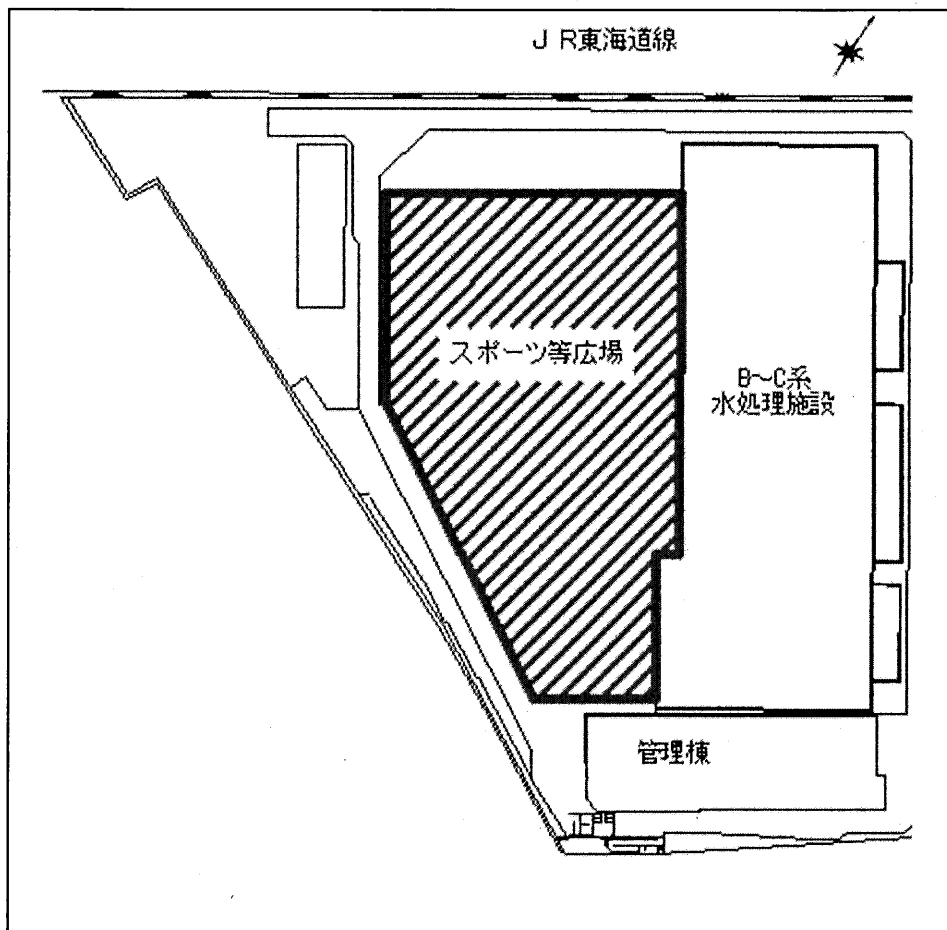
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別図 (第2条)



議案第 66 号

鎌倉市収入証紙条例を廃止する条例の制定について

鎌倉市収入証紙条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

現在収入証紙で徴収している手数料については、令和 6 年度から原則キャッシュレス決済対応となることから、本条例を廃止しようとするものである。

鎌倉市収入証紙条例を廃止する条例

鎌倉市収入証紙条例（昭和39年3月条例第4号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前にこの条例による廃止前の鎌倉市収入証紙条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定により発売された証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくはき損したものを除く。）は、施行日から令和8年3月31日までの間、これによる収入の方法により手数料を徴収するため、なお従前の例により使用することができる。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第5条第1項の規定により発売人に指定されている者は、施行日から令和7年3月31日までの間、規則で定めるところにより、同条第2項の規定により買い受けた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくはき損したものを除く。）を返還して現金の還付を受けることができる。

議案第 67 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンションに係る固定資産税の減額割合を定めるほか、個人の市民税均等割の非課税範囲算定等について、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条及び第18条において同じ。)」を加える。

付則第8項に次の1号を加える。

(1) 法附則第15条の9の3第1項の割合 3分の1

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 68 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、被保険者の産前産後期間の保険料を減額するため、必要な規定の整備を行うとともに、引用条項等を整備するものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条の3」を「第25条の4」に改める。

第10条の3中「及び第18条の3」を「、第18条の3及び第18条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第12条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第14条の5の2中「及び第18条の3」を「、第18条の3及び第18条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の6中「第18条」の次に「及び第18条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に $\frac{1}{12}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第25条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に $\frac{1}{12}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を

乗じて得た額

- 2 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「前項」とあるのは「第18条の4第1項各号」と、「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の5の3又は第14条の5の6」と、「令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号」とあるのは「令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の7」と、「令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号」とあるのは「令第29条の7第4項第8号」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額)とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に $\frac{1}{12}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に令第29条の7第5項第3号イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同号イからハマまでに定める割合を乗じて得た額を控除して得た額に $\frac{1}{12}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定

について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「前項」とあるのは「第18条の4第5項各号」と、「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の5の3又は第14条の5の6」と、「令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号」とあるのは「令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の7」と、「令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号」とあるのは「令第29条の7第4項第8号」と読み替えるものとする。

第25条の3第1項中「次号において」を「以下」に改め、同条第2項中「当たりは」を「当たり」に改め、「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第25条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 69 号

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

物価高騰による小学校給食の食材料費上昇に対応するため、必要
な改正を行うものである。

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例
鎌倉市学校給食費に関する条例（令和3年12月条例第19号）の一部を次のよ
うに改正する。

第5条中「4,500円」を「4,800円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、令和6年4月分以後の月分の学校給食費につい
て適用し、同年3月分以前の月分の学校給食費については、なお従前の例に
よる。

議案第 70 号

令和 5 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 6 号）

令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 206,871 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,426,449 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 5 年（2023 年）12 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	10,035,146	△93,143	9,942,003
	10 国庫補助金	2,426,467	△93,143	2,333,324
80	繰越金	903,112	16,772	919,884
	5 繰越金	903,112	16,772	919,884
90	市債	1,836,900	△130,500	1,706,400
	5 市債	1,836,900	△130,500	1,706,400
	歳入合計	68,633,320	△206,871	68,426,449

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	民生費	28,557,231	2,757	28,559,988
	5 社会福祉費	14,550,553	2,757	14,553,310
20	衛生費	6,806,845	16,900	6,823,745
	10 清掃費	4,272,908	9,900	4,282,808
	15 環境対策費	281,388	7,000	288,388
40	観光費	565,052	△168,135	396,917
	5 観光費	565,052	△168,135	396,917
55	教育費	6,952,795	△58,393	6,894,402
	5 教育総務費	2,268,990	△79,689	2,189,301
	10 小学校費	1,810,339	17,370	1,827,709
	15 中学校費	720,669	3,926	724,595
	歳 出 合 計	68,633,320	△206,871	68,426,449

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
40 観光費	05 観光費	鎌倉海岸下水道排水設備等整備事業	千円	5	千円 186,285	千円	5	千円 0
			308,319	6	122,034	308,319	6	285,408
				7	—		7	22,911
55 教育費	05 教育総務費	第一中学校通学路法面整備事業		5	62,319		5	0
				6	186,954		6	151,703
			389,488	7	140,215	449,488	7	214,069
				8	—		8	83,716

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
05 議会費	05 議会費	議長車購入事業	千円 6,207
10 総務費	05 総務管理費	乗用自動車（ワゴン車）購入事業	6,207
40 観光費	05 観光費	滑川有料公衆トイレ解体事業	47,498
45 土木費	10 道路橋りょう費	北鎌倉隧道安全対策等 検討業務委託事業	29,590
55 教育費	15 中学校費	学びの多様化学校設置事業	84,845

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
人事給与システム 改修事業費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 6,342
(仮称)第4次鎌倉市 総合計画策定支援事業費	令和5年度から 令和7年度まで	38,900
海水浴場砂防柵設置・撤去 及びなぎさ整地事業費	令和5年度から 令和6年度まで	10,230
海水浴場監視所・ 仮設トイレ等賃借料	令和5年度から 令和6年度まで	20,859
富士見町駅仮設自転車等 駐車場設置事業費	令和5年度から 令和6年度まで	3,604
路面下空洞追跡調査 業務委託事業費	令和5年度から 令和6年度まで	16,379
道路維持修繕事業費 (市道031-000号線)	令和5年度から 令和6年度まで	34,331
道路維持修繕事業費 (市道059-000号線)	令和5年度から 令和6年度まで	49,313
JR北鎌倉駅仮改札開設 工事等負担金	令和5年度から 令和7年度まで	44,000
(仮称)長谷3号緑地 斜面地対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	105,083
笛田公園 管理運営事業費	令和5年度から 令和10年度まで	133,213
鎌倉広町緑地 管理運営事業費	令和5年度から 令和10年度まで	143,423
都市公園(笛田公園及び 鎌倉広町緑地を除く) 管理運営事業費	令和5年度から 令和10年度まで	1,376,685

事 項	期 間	限 度 額
山崎・台峯緑地内 枯損木処理費 業務委託事業費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 9,746
校外学習等支援事業費	令和5年度から 令和6年度まで	1,568
中学校給食調理配膳等 業務委託事業費(追加分)	令和5年度から 令和9年度まで	月の喫食率毎の1食単 価(30%未満までは 901円、30%以上40% 未満までは686円、 40%以上50%未満まで は557円、50%以上 60%未満までは472 円、60%以上70%未満 までは431円、70%以 上80%未満までは400 円、80%以上90%未満 までは377円、90%以 上は357円)に、月の 合計食数を乗じて得た 額に消費税等相当額を 加えた額の合計額か ら、平成29年度から令 和9年度を期間として 債務負担行為を設定し た中学校給食調理配膳 等業務委託事業費にお いて令和6年度以降に 支出する金額を除いた 額。
鏑木清方記念美術館 管理運営事業費	令和5年度から 令和10年度まで	308,300
たまなわ交流センター 空調機修繕事業費	令和5年度から 令和6年度まで	9,680
海浜公園プール 監視等業務事業費	令和5年度から 令和6年度まで	43,395

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	補 期 間	限 度 額	補 期 間	限 度 額
小学校給食室冷暖房設備 設置事業費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 708,400	令和5年度から 令和6年度まで	千円 845,518

第5表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備事業費	千円 83,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 0	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
義務教育施設整備事業費	113,100	同上	同上	同上	66,400	同上	同上	同上
合計	1,836,900				1,706,400			

議案第 71 号

令和 5 年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,512 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,956,112 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年（2023 年）12 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,432,857	2,755	4,435,612
	10 国庫補助金	1,202,207	2,755	1,204,962
40	繰入金	3,239,184	2,757	3,241,941
	5 一般会計繰入金	2,871,477	2,757	2,874,234
	歳 入 合 計	18,950,600	5,512	18,956,112

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	390,885	5,512	396,397
	5 総務管理費	390,885	5,512	396,397
	歳 出 合 計	18,950,600	5,512	18,956,112

議案第 72 号

令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	---------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（ 1 ） 管渠事業費	489,860千円	9,200千円	499,060千円
-------------	-----------	---------	-----------

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,583,949千円は、当年度分損益勘定留保資金789,751千円、繰越利益剰余金処分類698,313千円及び当年度利益剰余金処分類95,885千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,583,949千円は、減債積立金900,615千円及び当年度分損益勘定留保資金683,334千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	1,980,856千円	9,200千円	1,990,056千円
第 1 項 企業債	893,100千円	9,200千円	902,300千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	3,564,805千円	9,200千円	3,574,005千円
第 1 項 建設改良費	646,221千円	9,200千円	655,421千円
(債務負担行為)			

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
公共下水道（雨水）築造事業費 （関谷川第 1 雨水幹線）	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	33,000

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の 目的	既決限度額				補正限度額			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
下水道 事業費	千円 893,100	普通貸借 または証 券発行。進 事業の進 捗等によ り起債の 全部は一 部を翌年 度繰り越 し起債す ることができる。	4.0%以 内(ただし 見直し方 式で借入 れる政府 資金及び 地方公共 団体金融 機構につ いて、利 率の見直 しを行った 後は、該 見直しの 利率)	政府資金 については、 貸付条件 により、銀 行その他 の場合に は、借入 れの日置 含期間を 40年償 還する。市 都府県 の期間償 還短縮し は繰上償 還または 低利借換 によるこ とができる。	千円 902,300	普通貸借 または証 券発行。進 事業の進 捗等によ り起債の 全部は一 部を翌年 度繰り越 し起債す ることができる。	4.0%以 内(ただし 見直し方 式で借入 れる政府 資金及び 地方公共 団体金融 機構につ いて、利 率の見直 しを行った 後は、該 見直しの 利率)	政府資金 については、 貸付条件 により、銀 行その他 の場合に は、借入 れの日置 含期間を 40年償 還する。市 都府県 の期間償 還短縮し は繰上償 還または 低利借換 によるこ とができる。

(利益剰余金の処分)

第6条 予算第10条を削除する。

令和5年(2023年)12月6日提出

鎌倉市長 松尾 崇

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 5 年（2023年）3 月 7 日、横浜市西区老松町63番地10敷地内
で発生した、総務部公的不動産活用課運転用務で稼働中のマイクロ
バスによる交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定に
ついて、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年）12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 48,400円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 横浜市西区老松町63番地10
横浜市立野毛山動物園
園長 田村 理恵 |
| 3 | 処分の日 | 令和 5 年（2023年）11月 7 日 |

報告第 19 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 5 年（2023年）6 月 14 日、鎌倉市小袋谷二丁目 20 番先で発生
した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、
次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年）12 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 44,330円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 令和 5 年（2023年）11 月 7 日 |